

令和3年（2021年）8月24日

指定障害児通所支援事業者 様  
各市町村長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置  
適用の期限の延長等に伴う障害児通所支援事業者における新型コロナ  
ウイルス感染拡大防止の再徹底について（通知）

現在、本県においては、新型コロナウイルス感染症について、国による「まん延防止等重点措置」が適用されておりますが、その期間が令和3年（2021年）9月12日（日）まで延長されることとなりました。

特に、現在主流となっているデルタ株は感染力が非常に強く、低年齢層の感染も増加し、県内でも児童発達支援・放課後デイサービス等の障害児通所支援事業所において、利用者、職員の感染が確認されており、クラスターも発生している状況です。

つきましては、障害児通所支援事業所におかれましては、引き続き感染防止対策の徹底と併せて児童、職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、各市町村におかれましても、本通知の趣旨を御了知の上、管内の指定障害児相談支援事業所等の市町村指定事業所への周知をお願いいたします。

（一層の徹底をお願いしたい対策の例）

- 1 職員及び児童の日々の健康状態（検温や症状等）の確認
- 2 職員及び児童は、体調不良時の通所・出勤を控え、速やかに医療機関を受診
- 3 職員の感染防止（感染拡大地域への移動自粛、会食（飲酒）時におけるリスクの最小化等）
- 4 3密を避けた新しい生活様式の徹底

【問い合わせ先】熊本県健康福祉部  
子ども・障がい福祉局障がい者支援課  
サービス向上班 木村・堤 096-333-2233  
E-mail kimura-f@pref.kumamoto.lg.jp